

(仮称) 安八スマートインターチェンジ地区協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「(仮称) 安八スマートインターチェンジ地区協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、名神高速道路安八バス停付近にE T C専用の出入口(スマート I C)を設置するため、必要となる事項について調査・検討し、当該インターチェンジ供用後も継続して安全性、採算性、管理・運営方法等について定期的にフォローアップすることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

- (1) 当該 I Cの社会便益
- (2) 当該 I C及び周辺道路の安全性
- (3) 当該 I Cの採算性
- (4) 当該 I Cの構造及び整備方法
- (5) 当該 I Cの管理・運営方法
- (6) その他当該 I Cの設置・管理・運営する上で必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、別紙1に掲げる委員をもって組織する。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、安八町長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を統括する。
- 3 会長に事故のあるときは、安八町参事が職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、必要に応じて、協議会に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(検討部会)

第7条 協議会に検討部会を置き、協議会の指示に基づき第3条の事項の検討・調整をおこなう。

- 2 検討部会は、別紙2に掲げる者をもって構成する。
- 3 検討部会長は、安八町建設調整監をもって充てる。
- 4 検討部会長が必要と認める場合は、別紙2に掲げる者以外の出席を求めることができる。
- 5 検討部会長に事故のあるときは、あらかじめ検討部会長が指名した者がその職務を代理する。

(事務局)

第8条 協議会及び検討部会の事務局は、安八町建設課スマートインターチェンジ建設推進室に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成21年11月19日から施行する。

この規約は、平成24年10月22日から改正施行する。

この規約は、平成26年7月9日から改正施行する。

この規約は、平成29年2月27日から改正施行する。

(別紙1)

(仮称)安八スマートIC地区協議会委員名簿

所属名等	役職名等		氏名
国土交通省	道路部地域道路課	課長	
中部地方整備局	岐阜国道事務所	所長	
中日本高速道路株式会社	総務企画部	企画調整チームリーダー	
名古屋支社	保全・サービス事業部	企画統括チーム担当リーダー	
	羽島保全・サービスセンター	所長	
岐阜県県土整備部	道路建設課	課長	
	大垣土木事務所	所長	
岐阜県警察本部	交通部高速道路交通警察隊	隊長	
岐阜県大垣警察署	署長		
大垣消防組合	消防長		
瑞穂市	市長		
海津市	市長		
輪之内町	町長		
安八町商工会	会長		
安八町交通安全協会	会長		
安八町区長会	会長		
安八町	町長		
安八町議会	議長		
安八町議会スマートインターチェンジ建設促進特別委員会	委員長		
安八町	参事		
地元地区代表	中地区区長		
	地権者代表		

【事務局】

安八町	建設課	建設調整監	
		課長兼SIC建設推進室長	
		課長補佐	

(別紙2)

(仮称)安八スマートIC検討部会委員名簿

所 属 名 等		役 職 名 等	氏名
国土交通省中部地方整備局	道路部	建設専門官	
	岐阜国道事務所	計画課長	
中日本高速道路株式会社名古屋支社	総務企画部	企画調整チーム サブリーダー	
	保全・サービス事業部	企画統括チーム サブリーダー	
中日本高速道路株式会社名古屋支社 羽島保全・サービスセンター	総務企画担当	担当課長	
岐阜県県土整備部	道路建設課	高速道路企画監	
	大垣土木事務所	副所長	
警察	交通部高速道路交通警察隊	副隊長	
		企画指導係長	
	大垣警察署	交通第1課 課長	
瑞穂市	都市整備部	部長	
海津市	建設部	建設課 課長	
輪之内町	建設課	建設課 課長	
安八町	建設課	建設調整監	

【事務局】

安八町	建設課	課長兼SIC建設推進室長	
		課長補佐	
		主事	